

令和9年度採用
茂原市職員募集要項
(2次募集)

1. 試験区分・採用予定人員及び受験資格

試験区分		採用予定 人員	受 験 資 格
一般 事務職	上級	若干名	① <u>一般</u> 平成3年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した方または令和9年3月末までに卒業する見込みの方 ② <u>社会人経験者（大学卒業者）</u> 昭和61年4月2日以降に生まれた方で、民間企業等における職務経験（一般事務）が直近5年間のうち3年間以上の期間を有する方 ③ <u>公務員経験者（大学卒業者）</u> 昭和61年4月2日以降に生まれた方で、国又は地方公共団体の常勤職員（一般事務）としての在勤年数が直近5年間のうち3年間以上の期間を有する方（※ 第1次試験は免除）
	初級		① <u>一般</u> 平成8年4月2日から平成21年4月1日までの間に生まれた方（上級試験の受験資格を有する者を除く） ② <u>社会人経験者</u> 昭和61年4月2日以降に生まれた方で、民間企業等における職務経験が直近5年間のうち3年間以上の期間を有する方（上級試験の受験資格を有する者を除く）
土木技術職			① <u>一般</u> 平成3年4月2日から平成21年4月1日までの間に生まれた方で「土木」の専門課程を修了した方又は令和9年3月末までに修了見込みの方 ② <u>社会人専門職経験者</u> 昭和51年4月2日以降に生まれた方で、直近10年間のうち5年間以上の期間、土木に係る民間企業等での職務経験がある方 ③ <u>公務員経験者（大学卒業者）</u> 昭和61年4月2日以降に生まれた方で、国又は地方公共団体の常勤職員（土木技術職）としての在勤年数が直近5年間のうち3年間以上の期間を有する方（※ 第1次試験は免除）
建築技術職			① <u>一般</u> 平成3年4月2日から平成21年4月1日までの間に生まれた方で「建築」の専門課程を修了した方又は令和9年3月末までに修了見込みの方 ② <u>社会人専門職経験者</u> 昭和61年4月2日以降に生まれた方で、直近10年間のうち5年間以上の期間、建築に係る民間企業等での職務経験がある方 ③ <u>公務員経験者（大学卒業者）</u> 昭和61年4月2日以降に生まれた方で、国又は地方公共団体の常勤職員（建築技術職）としての在勤年数が直近5年間のうち3年間以上の期間を有する方（※ 第1次試験は免除）

【申込みにあたって】

- ・採用予定人員は、今後の退職者等の状況により変更になる場合があります。
- ・受験申込みは、1人一つの試験区分に限ります。複数の区分に重複して申し込むことはできません。
- ・資格が必要な試験区分については、令和9年3月末までに資格が取得できない場合は、採用できません。

なお、次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊すること

を主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- ・受験資格が公務員経験者の場合のみ、第1次試験は免除となります。

※ 茂原市に勤務する意思のない方の受験、模擬試験代わりの受験は固くお断りします。

※ 申込内容に虚偽または不正があったことが判明した場合は、合格または採用が取消しとなる場合があります。

【こども性暴力防止法について】

- ・令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、こども性暴力防止法の制度対象となる業務（認定予定を含む）に従事する場合、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、制度対象となる業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、制度対象となる業務に従事する可能性のある受験者に対し、予め採用選考過程において、誓約書や履歴書等により特定性犯罪の前科の有無を確認する場合があります。

【職務経験について】

- ・「土木・建築に係る民間企業等での職務経験」とは、民間企業、自営業、公務員等における土木・建築の職務経験（計画、設計、施工管理等）を言います。
- ・直近5年間とは令和3年10月1日から令和8年9月30日、直近10年間とは平成28年10月1日から令和8年9月30日のことです。
- ・職務経験期間は正社員、正規職員であった期間に限ります。派遣社員、臨時・非常勤の社員・職員、アルバイトの期間は含めません。また1年間以上継続した職務経験が複数ある場合、通算できます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。
- ・最終合格発表後に職務経験期間が確認できる職歴証明書等を提出していただきます。職務経験期間が書類上確認できない場合は採用されません。

2. 受験手続

※ ウェブ申請により手続してください。

ウェブ申請について

茂原市公式ウェブサイト中、職員課ウェブページ「令和9年度採用 茂原市職員採用試験（2次募集）（令和8年度実施）」について（<https://www.city.mobara.chiba.jp/0000009604.html>）の採用試験申込みフォームから申請してください。

該当項目を全て記入し、送信してください。（顔写真のデータが必要になります）



職員課ウェブページ

二次元コード

- ・申請内容に不正があると採用される資格を失うことがあります。
- ・申請に際しては、下記の点にご注意ください。
 - （1）必ず昼間連絡のとれる電話番号を記入してください。
 - （2）申込期限は10月15日（木）17時まで受信有効とします。

※ 受験案内メールをご申請いただいたメールアドレスに送付します。

メールアドレスの間違いにご注意ください。

なお、10月17日（土）を過ぎても届かない場合は、ご連絡ください。

3. 応募受付

受付期間：令和8年10月2日（金）から令和8年10月15日（木）17時まで（受信有効）

4. 試験日程・会場

試験区分	職 種	日 程	会 場
第1次試験	全 職 種	令和8年10月19日（月）～ 11月1日（日）のいずれか1日	各都道府県の テストセンター（※）

第2次試験	全 職 種	令和8年11月28日（土） 詳細は、第1次試験合格者に通知 11月18日（水）を予定	茂原市役所 (茂原市道表1番地)
-------	-------	--	---------------------

(※) 提携の外部試験会場（テストセンター会場）において、希望する会場・日程で受験できます。

5. 試験の方法

試験区分	試験科目	試 験 内 容
第1次試験	基礎能力検査 (※)	「文章読解能力」「数的能力」「論理的思考能力」 「基礎英語」「人文・社会、自然に関する一般知識」
	適性検査	職員として職務遂行上必要な素質・性格についての検査
第2次試験	個別面接試験	主として、人柄・性向等についての個別面接による試験

第1次試験は株式会社 日本経営協会総合研究所が提供する「SCOA」を使用します。

(※) 一般事務職（上級・初級）の社会人経験者、その他専門職の社会人専門職経験者は、「文章読解能力」「数的能力」「論理的思考能力」の3科目となります。

(※) 一般事務職（上級）、土木技術職、建築技術職の公務員経験者枠で受験される方は、第1次試験は免除となります。

6. 結果通知

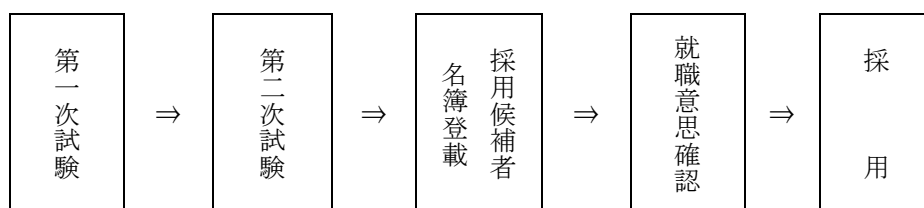
- (1) 試験の結果は、茂原市公式ウェブサイトで公表（合格者の受験番号のみ）します。
- (2) 第1次試験の合格者へは、第2次試験の実施通知を送付します。（11月18日予定）
- (3) 第2次試験の合格者へは、就職意思確認等の通知を送付します。

7. 試験から採用まで

- (1) 採用は、令和9年4月1日の予定です。

なお、既卒者については、欠員状況等により希望を確認した上で時期を早めて採用する場合があります。

- (2) 試験から採用までの過程は、次のとおりです。



8. 給与、手当、勤務時間・休暇、福利厚生

(1) 給与

初任給は、学歴及び職歴に応じて決定されます。

月額はおおよそ以下のとおりです。

① 一般（社会人専門職経験者以外）

学 歴	初任給（地域手当 6%含む）
大学新卒	23 万 7 千円程度
短大新卒	22 万 2 千円程度
高校新卒	20 万 6 千円程度

②社会人専門職経験者

学 歴	職務経験	初任給（地域手当 6%含む）
大学卒	5 年	27 万 8 千円程度
	1 0 年	30 万 1 千円程度
	1 5 年	32 万 8 千円程度
	2 0 年	35 万 2 千円程度
短大卒	5 年	26 万 5 千円程度
	1 0 年	29 万円程度
	1 5 年	30 万 3 千円程度
	2 0 年	33 万 6 千円程度
高校卒	5 年	25 万 1 千円程度
	1 0 年	26 万 8 千円程度
	1 5 年	29 万 2 千円程度
	2 0 年	31 万円程度

※上記の他に扶養手当、児童手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等が状況に応じて支給されます。また、期末勤勉手当（いわゆるボーナス6月、12月支給）は1年間で月給の4.65か月分（令和7年度実績）支給されます。4月1日新規採用職員の最初の賞与（6月）については、原則3割支給されます。

(2) 主な手当の内容

- ・扶養手当：扶養親族（22歳までの子、孫、弟妹、60歳以上の父母、祖父母）のある職員に支給。

扶養親族とは

他に生計の途がなく年間の所得が130万円未満(18歳～22歳年額150万円未満)のもの

例 父母等：6,500円

子：13,000円（特定期間16歳～22歳の子：5,000円を加算）

- ・住居手当：借家に居住し、16,000円以上の家賃を支払っている職員に支給。

家 賃 27,000円以下の場合 家賃－16,000円

27,000円超の場合 （家賃－27,000円）÷2＋11,000円

上限額 28,000円 ※家賃のみが対象（共益費や光熱水費は含まれません）

- ・通勤手当：交通用具使用者や交通機関使用者に対して支給。

交通用具使用者＝2km以上4km未満 2,000円～100km以上67,200円
(2km未満支給無)

交通機関使用者(電車、バス)＝全額支給(6か月分の定期券の額)

駐車場料金月額上限 5,000円

(3) 勤務時間、主な休暇

- ・勤務時間：月曜日から金曜日(職種により土日休日の振り替え勤務あり)

8時30分から17時15分(12時00分から13時00分は休憩時間)

ただし、勤務場所などによって異なります。

窓口開庁時間については、9時00分から16時30分(試行中)

- ・休暇：年次有給休暇 1年毎に20日 最大20日を翌年度繰り越し
特別休暇(夏期休暇7日、忌引(1～10日)、産前産後休暇 等)、
病気休暇、介護休暇(時間)、組合休暇、育児休業等
いずれも採用日から利用可

(4) 福利厚生

- ・給付及び助成 結婚祝金、出産祝金、旅行助成金、スキルアップ・文化鑑賞等助成金、
健康診断助成金、資格取得助成金 等
- ・厚生事業 交流事業(タッチバレーボール大会)開催 等
- ・共済組合 遊園施設利用、宿泊施設利用(利用券配付)
共済貯金(令和8年度：金利年1.9%)
貸付 等
- ・クラブ 11のクラブ(野球部、ソフトテニス部、囲碁将棋クラブ 等)

◇ ～職員のワーク&ライフ～

- ・平均年齢と平均給与月額
42.8歳(一般職)
429,517円
(一般職の平均給与月額、給料337,100円と諸手当92,417円の合計額)
- ・時間外勤務の状況(1か月あたりの平均時間外勤務時間)
11.2時間
- ・休暇の取得状況(1年あたりの平均取得日数)
年次有給休暇 12.14日
夏期休暇 6.8日
- ・ナチュラルビズ(通年輕装)の実施

※ 令和7年4月1日現在の実績になります。



茂原市役所 総合企画部 職員課

〒297-8511
千葉県茂原市道表1番地

電話	0475-20-1518（直通）
FAX	0475-20-1602
E-mail	syokuin@city.mobara.chiba.jp